

■□■ 板書・提示資料 ■□■

~~~~~ 板書1 ~~~~~

**1** 著作物

思想又は感情を創作的に表現したもの

## (1) 思想・表現二分論

- ・学説、画風、アイデアといった思想を  
Public Domain (公共財産) と考える
- ・「思想・感情の表現」を著作権で保護すると考える
- ・情報の豊富化 ⇒ 文化の発展

## (2) 創作性

## ① 人格の発露 (≡個性)

例：パロディ…創作性あり

模倣 …創作性なし

## ② 独創性や芸術性の高さは無関係

## ③ 表現の選択の幅

- ・別の表現方法が沢山ある → 創作性あり
- ・誰がやっても大同小異 → 創作性なし

★「額の汗 (sweat of the brow)」は保護しないが、  
労力や投資の保護は別論 (free ride は×)

~~~~~ 提示資料 ~~~~~



(価格.com 掲示板/ピンボー怒りの脱出さん 2011/1/5)

このパロディは生徒に分かりやすく、パロディ作品の
著作者の考えがよく出ているものと言える。これに対
し模倣はいかに技術的に高度であっても人格の発露
がないとして著作物性が否定されると説明した。

~~~~~ 板書2 ~~~~~

**2** 著作者

## (1) 原則

- ・著作者 (たち) = 創作者 (たち) …移転不可
- ・表現に関与している  
→ アイデア・資料・資金を提供しても著作者  
になれない

## (2) 例外

- ・職務著作物…法人が著作者 (経済財)
- ・映画…個人：創作において全体的に寄与した人  
法人等：映画製作会社など (経済財)

~~~~~ 板書3 ~~~~~

3 創作者の権利

(1) 財産権

① 複製権

② いろいろ (別々に使える)

③ 翻訳・翻案・二次的著作物の利用

- ★ 譲渡や相続が可能 (経済財)
- ★ 保護期間は死後 (公表後) 50年
(映画は公表後70年)

(2) 著作者人格権

① 公表権

② 氏名表示権

③ 同一性保持権

- ★ 譲渡不可能 (一身専属権)
- ★ 死後消滅

~~~~~ 板書例4 ~~~~~

**4** 著作隣接権 (伝達者の権利)

★情報の「伝達行為」を保護

★実演≡創作的行為

## (1) 小史

昔…実演家の失業対策

今…利益分配

## (2) 内容

- ・実演家…財産権+人格権 (2002年～)
- ・レコード製作者 ㄣ
- ・放送事業者 ㄣ 財産権 (投資回収的)
- ・有線放送事業者 ㄣ

~~~~~ 板書5 ~~~~~

5 著作権が及ばない場合

利用される方が望ましい

(1) 最初から保護対象外

- ・立法、行政、司法関連の著作物
- ・国や自治体による上記の翻訳、翻案

★広く知らせることが目的

(2) 保護期間の終わり

- ・人 ……死後50年
- ・法人 ……公表後50年(映画70年)

★「一定期間保護された後は、著作物を
Public Domain にした方が文化は発展する」
という考え方

(3) 権利制限

- ・表現の自由、弱者保護、利益調整、慣行など

★「著作権を制限することで著作物が活用される」
という考え方

※人工的な権利

~~~~~ 板書6 ~~~~~

6 著作権の国際条約

- ・各国がルールを共有

(1) ベルヌ条約

日本は保護期間を延長すべきか否か?

(2) 万国著作権条約

©表示

~~~~~ 板書7 ~~~~~

7 著作権者

- ・著作権(財産権)を持つ人 or 法人

注: 人格権を持つのは著作者 or 実演家だけ

~~~~~ 板書8 ~~~~~

8 著作物の利用

- ・原則……権利者と交渉
- ・現実……容認、権利団体経由、価格に上乗せ
- ・例外……許諾不要

~~~~~ 板書9 ~~~~~

9 まとめ

- ①著作権は他人が利用することを許諾 or 禁止できる
許諾権である。
- ②「著作権の強さ」と「経済的な価値」はトレードオフ
⇒ 著作権はインセンティブ? or 阻害要因?
- ③著作権侵害 ≠ 善悪 (民事)
著作権侵害罪は親告罪 (刑事)

以上